

大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称

大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月21日まで

ただし、基本設計業務は、令和9年3月31日までの完了を想定する。

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 大月市役所本庁舎
- (2) 敷地の場所 大月市大月二丁目6番20号
- (3) 施設用途 庁舎（令和6年国土交通省告示第八号別添二第四号第2類）
- (4) 想定職員数 210名程度（参考）
- (5) 対象工事（設計対象）概要
 - ア 新庁舎新築・外構工事
 - イ 現本庁舎別館改修工事
 - ウ 現本庁舎本館解体工事
 - エ その他新庁舎建設に関連する工事

4 適用

大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（以下「本特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「■」印が付いたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 所在地	大月市大月二丁目6番20号 （大月市大月二丁目字大多、字中道及び字御立原地内）	
イ 敷地の面積	約4,597㎡	
ウ 用途地域	商業地域	第一種住居地域
エ 建ぺい率/容積率	80% / 400%	60% / 200%
オ 防火地域	指定あり	指定なし
カ 高度地区	指定なし	指定なし
キ その他	土砂災害警戒区域（土石流）指定あり	

(2) 施設の条件

ア 新庁舎

- (ア) 工事種別 新築（設備機器等の移設、新庁舎外構を含む）
- (イ) 延べ面積 約2,500㎡
- (ウ) 主要構造 木造化を含め、基本設計時に耐震性、建設コスト、維持費を比較検討したうえで協議し、発注者が決定する。
- (エ) 階数 地上3階程度
- (オ) 耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号（最新版））による。

- a 構造体 一類

- b 建築非構造部材 A類
- c 建築設備 甲類
- (カ) 構造方式 耐震構造、制震構造、免震構造について、基本設計時に建物の主要構造と同様に比較検討し、発注者が決定する。

(キ) 設計方針

基本計画に基づくとともに、以下の項目に配慮した計画とする。

- a 品質の維持・確保に配慮した建設工事費の抑制
- b ライフサイクルコスト低減の観点も踏まえ、維持管理費を含めたコスト縮減
- c 工期の短縮
- d 工事中の施設運営
- e メンテナンスの容易性

イ 現本庁舎別館

- (ア) 工事種別 改修
- (イ) 延べ面積 1,507㎡
- (ウ) 主要構造 鉄骨造
- (エ) 階数 地上4階、地下1階
- (オ) 耐震安全性の分類 耐震診断を実施のうえ、必要な耐震性能を確保する。
- (カ) 設計方針

基本計画に基づくとともに、以下の項目に配慮した計画とする。

- a 品質の維持・確保に配慮した建設工事費の抑制
- b ライフサイクルコスト低減の観点も踏まえ、維持管理費を含めたコスト縮減
- c 工期の短縮
- d 工事中の施設運営
- e メンテナンスの容易性

ウ 現本庁舎

- (ア) 工事種別 解体（現渡り廊下、附帯工作物を含む）
- (イ) 延べ面積 2,430㎡
- (ウ) 主要構造 鉄筋コンクリート造
- (エ) 階数 地上3階、地下1階
- (オ) 設計方針

以下については特に配慮した計画とすること。

- a コスト縮減
- b 工期の短縮
- c 工期中の施設運営（市道東小学校線及び近隣民家等への安全配慮を含む）

※ なお、書庫・倉庫等は、現花咲庁舎（大月市大月町花咲1608番地19）の活用を基本とし、新庁舎及び現本庁舎別館の平面・配置計画において考慮するものとする。

(3) 建設の条件

- ア 概算建設工事費 2,620,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
 - ※ 新庁舎の新築工事、現本庁舎別館及び現花咲庁舎の改修等工事、現本庁舎本館の解体工事並びに外構工事を含む
 - ※ 現花咲庁舎の改修等工事に係る設計業務は、本業務外とする。
- イ 予定建設工期 令和10年度から令和11年度内

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 企画書
- 指示事項書
- 施設整備概要
- 令和5年度大月市新庁舎整備基本計画策定業務報告書

6 貸与資料等

本業務にあたり貸与する資料等は、次のとおりとする。

- (1) 既存施設の元設計図や計画通知書等（欠損あり）
- (2) 対象施設の各種改修設計図
- (3) 用地実測図写し
- (4) 現況配置図写し

第2 業務仕様

1 業務の内容及び範囲

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最新版））によるものとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

(1) 業務対象施設及び業務範囲

区分	新庁舎新築	新庁舎外構	現本庁舎別館 改修	現本庁舎本館 解体
基本設計業務	■ ※4	■	■ ※2	■
地質調査業務	□ 別途 ※1	□ 別途 ※1	□	□
石綿調査業務	□	□	□ 別途 ※1	□ 別途 ※1
耐震診断業務	□	□	■ ※3	□
実施設計業務	■ ※4	■	■ ※2	■
工事監理業務	□ 別途	□ 別途	□ 別途	□ 別途

※1 地質調査業務及び石綿調査業務については、令和8年度に実施予定。

※2 現本庁舎別館については、新庁舎の階層・配置計画の検討に合わせて改修計画を検討するものとする。

※3 現本庁舎別館については、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判断された場合、発注者と協議のうえ、耐震改修基本・実施設計業務を変更追加する。

※4 新庁舎新築の基本設計業務及び実施設計業務について、令和6年国土交通省告示第八号別添三の難易度係数の設定は以下のとおりとする。

業務分野	総合	構造			設備	
	難易度係数 A ※5	難易度係数 A	難易度係数 B ※6	難易度係数 C ※7	難易度係数 A	難易度係数 B ※8
基本設計業務	1.08	1.00	1.22	1.00	1.00	1.21
実施設計業務	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.21

※5 基本設計業務：木造建築等も検討するため。実施設計業務：構造等未定のため。（※9）

※6 基本設計業務：CLTなど比較的新しい工法、燃え代設計、免震構造等も検討するため。実施設計業務：構造等未定のため。（※9）

※7 基本設計業務：木造等も検討するが基本設計では許容応力度計算等を行わないため。実施設計業務：構造等未定のため。（※9）

※8 基本設計業務：ZEB化、被災時機能維持性能 実施設計：ZEB化、被災時機能維持性能

※9 基本設計業務完了時、実施設計業務に着手する段階において、上位の難易度係数に該当することとなった場合、発注者と協議のうえ、難易度係数を変更追加する。

(2) 一般業務

業務対象施設について、令和6年国土交通省告示第八号の別添一第1項に掲げる標準業務を行う。

ア 基本設計業務

業務内容	業務分野					
	総合	構造	設備			
			電気通信	給排水衛生	空調換気	昇降機等
(1)(i) 条件整理	■	■	■	■	■	■
(1)(ii) 設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
(2)(i) 法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
(2)(ii) 建築確認関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
(3) インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
(4)(i) 総合検討	■	■	■	■	■	■
(4)(ii) 設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
(5) 基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
(6) 概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
(7) 基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■

イ 実施設計業務

業務内容	業務分野					
	総合	構造	設備			
			電気通信	給排水衛生	空調換気	昇降機等
(1)(i) 発注者の要求等の確認	■	■	■	■	■	■
(1)(ii) 設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
(2)(i) 法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
(2)(ii) 建築確認関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
(3)(i) 総合検討	■	■	■	■	■	■
(3)(ii) 基本事項の確定	■	■	■	■	■	■
(3)(iii) 設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
(4)(i) 実施設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
(4)(ii) 建築確認申請図書の作成	■	■	■	■	■	■
(5) 概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
(6) 実施設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■

ウ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計等の業務（意図伝達業務）

業務内容	業務分野					
	総合	構造	設備			
			電気通信	給排水衛生	空調換気	昇降機等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	■	■	■	■	■	■
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	■	■	■	■	■	■

※ 意図伝達業務については、工事発注時期により履行期間を延長することがある。

(3) 追加業務

■ 建築・設備ほか積算業務

■ 建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書（積算数量調書を含む）、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
■ 設備積算（電気通信）	
■ 設備積算（給排水衛生）	
■ 設備積算（空調換気）	
■ 設備積算（昇降機等）	

■ コスト縮減検討書の作成

概算工事費の検討と併せ、コスト縮減対策として有効なもの、実施設計等の中で検討、採否可能なものについて、発注者と協議し、取りまとめを行う。なお、受注者は、建設市場の動向を注視し、第1の5（3）アで示した概算建設工事費を常に意識したコスト把握に努めるとともに、ライフサイクルコストを見据えたVE提案、CD提案を行うこと。

■ 地質調査解析業務

本業務とは別に地質調査を行う。調査結果を基に発注者と協議のうえ、耐震構造方式等の検討を行い、方針等について作成する。

■ 石綿調査解析業務

本業務とは別に現本庁舎本館及び本庁舎別館に係る石綿調査を行う。調査結果を基に発注者と協議のうえ、解体工事又は改修工事の検討を行い、方針等について作成する。

■ 現本庁舎別館耐震診断業務

現本庁舎別館の耐震診断を行う。診断方法は、日本建築防災協会の定める耐震診断基準等に基づき実施すること。診断結果を基に、耐震補強が必要と判断された場合には、発注者と協議のうえ、耐震改修工事の検討を行い、方針等について作成する。また、非構造部材及び建築設備についても耐震診断を行い、耐震安全性確保のための措置の必要性について総合的に評価する。調査用足場、超音波探傷試験、内装一部解体復旧等特別経費含む。

■ 附帯設備の基本・実施設計業務

新庁舎に附帯する情報通信設備、映像音響設備、各種防災設備等の新設・移設に係る基本・実施設計を行う。なお、受注者又は受注者が業務協力を求める他の協力事務所が主体となって各種設備の開発担当者・保守担当者等との調整、とりまとめを行うものとする。

■ 環境配慮等に対応する業務

新庁舎には「官庁施設の環境保全性基準」（平成23年3月31日付け国営環第5号（最新版））を適用するものとし、発注者と協議のうえ、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の目標設定等について検討を行い、方針等について作成する。また、必要に応じてZEB認証に関する申請手続きを行う。

■ 新庁舎等のオフィス環境整備の基本・実施設計業務

本市の業務デジタル化及びDX推進の検討、進捗状況に合わせたオフィス環境整備について検討を行い、方針等について作成する。

■ 雨水排水計画業務

周辺地域を含む雨水排水の状況を踏まえ、発注者、関係機関と協議のうえ、雨水排水に係る処理方針の検討を行い、方針等について作成する。

■ 事業工程表の作成

工事手順及び工期を検討し、発注者と協議のうえ、事業工程表を作成する。

■ 完成予想図の作成

完成予想図として、外観及び内観にかかる透視図を作成する。

■ 庁内会議等の支援業務

新庁舎建設に係る庁内検討委員会やその他会議（各5回程度予定）、各種作業部会等の会議資料を作成し、会議への参加及び運営補助を行うとともに、意見集約及び会議録の作成を行う。

■ 市民意見聴取の実施支援及び広報資料の作成

市民説明会（市民参加型ワークショップなど）の開催時期について発注者との協議により検討し、実施にあたっては会議資料の作成、会議への参加及び運営補助を行うとともに

に、意見集約及び会議録の作成を行う。また、市民説明会とは別に実施を予定する基本設計案に係るパブリックコメントについて、市民意見の整理及び回答案の作成を行う。

■ 都市計画法に基づく開発行為許可申請手続き

■ 消防法施行令第32条に基づく申請手続き（該当となる場合）

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害を考慮し、諸室や機器の位置、構造等を決定する。
- エ 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較検討を行う。
- オ 積算業務は、担当者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは担当者の承諾を受ける。
- カ 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- キ 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書第2の1(2)一般業務の範囲で「総合」を指定された者が行い、調整経過を担当者へ報告する。
- ク 設計にあたっては、山梨県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、最新版とする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築のユニバーサルデザインに関する指針（山梨県）
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・山梨県県土整備部営繕課電子納品要領（参考）（山梨県）
- ・山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドライン（参考）（山梨県）
- ・山梨県障害者幸住条例（山梨県）
- ・山梨県公共建築整備指針（山梨県）
- ・山梨県建築基準法施行条例（山梨県）
- ・山梨県景観条例（山梨県）
- ・大月市景観条例（大月市）
- ・大月市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（大月市）

イ 建築

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築改修設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築鉄骨設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 木造建築工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 構内舗装・排水設計基準

ウ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き（公共建築協会）

エ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、担当者と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、担当者に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 担当者又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 施設管理者に確認すべき事項が生じた時

(5) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうち、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- a 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- b その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (ア) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- (イ) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- (ウ) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(4)により担当者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (エ) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保

持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力事務所等に対しても対象とする。

(6) その他、業務の履行に係る条件等

ア 引渡し指定部分の範囲 基本設計

引渡し指定部分の業務完了時には、当該業務の成果物を納品すること。

イ 成果物の提出場所 総務管理課新庁舎建設担当

ウ 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	標準縮尺	摘要
ア 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ■計画説明書 ■仕様概要書 ■仕上概要表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■工事費概算書 ■仮設計画概要書	- - - - 1/3000 1/500 1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） - -	
イ 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
ウ 電気通信設備 電気通信設備基本設計図書 ■電気通信設備計画説明書 ■電気通信設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
エ 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
オ 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
カ 昇降機設備等 昇降機設備等基本設計図書		

<ul style="list-style-type: none"> ■昇降機設備等計画説明書 ■昇降機設備等設計概要書 ■工事費概算書 	-	
キ その他 <ul style="list-style-type: none"> ■透視図 ■基本設計概要版 ■庁内検討委員会資料及び議事録 ■市民説明会資料及び議事録 ■パブリックコメントに係る意見集約及び回答案 ■リサイクル計画書 ■LCEM ツールによる空調システムの評価報告書 ■各種技術資料 ■各記録書 		

(2) 実施設計

成果物	標準縮尺	摘要
ア 建築（総合） 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■建築物概要書 ■仕様書 ■仕上表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■矩計図 ■展開図 ■天井伏図（各階） ■平面詳細図 ■部分詳細図（断面含む） ■建具表 ■外構図 ■総合仮設計画図 ■工事費概算書 ■各種計算書 ■その他建築確認に必要な図書 	- - - - 1/3000 1/500 1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) 1/20(30) 1/50(100) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) 1/50(100) - - - - - -	CAD データの作成はA1判図面とし、A3判の提出については、これを縮小印刷したものとする。 文字はA1判図面において、高さ・幅共3.0mm以上とすること(寸法・引出除く) 設計図にはA1判及びA3判双方の縮尺を明記すること
イ 建築（構造） 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■構造基準図 ■伏図（各階） ■軸組図 ■部材断面表 ■各部断面図 ■標準詳細図 ■各部詳細図 ■構造計算書 ■構造計算データ ■工事費概算書 	- - 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) - - -	CAD データの作成はA1判図面とし、A3判の提出については、これを縮小印刷したものとする。 文字はA1判図面において、高さ・幅共3.0mm以上とすること(寸法・引出除く)

<p>■その他建築確認に必要な図書</p>	-	設計図にはA1判及びA3判双方の縮尺を明記すること
<p>ウ 電気通信設備 電気通信設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■受変電設備図 ■非常電源設備図 ■幹線系統図 ■電灯、コンセント設備平面図 (各階) ■動力設備平面図 (各階) ■通信・情報設備系統図 ■通信・情報設備平面図 (各階) ■火災報知等設備系統図 ■火災報知等設備平面図 (各階) ■その他設置設備設計図 ■屋外設備図 ■機器表、器具表 ■電気通信設備設計計算書 ■工事費概算書 ■その他建築確認に必要な図書 	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む)
<p>エ 給排水衛生設備 給排水衛生設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■給排水衛生設備配管系統図 ■給排水衛生設備配管平面図 (各階) ■消火設備系統図 ■消火設備平面図 (各階) ■排水処理設備図 ■その他設置設備設計図 ■部分詳細図 ■屋外設備図 ■機器表、器具表 ■給排水衛生設備設計計算書 ■工事費概算書 ■その他建築確認に必要な図書 	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む)
<p>オ 空調換気設備 空調換気設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■空調設備系統図 ■空調設備平面図 (各階) ■換気設備系統図 ■換気設備平面図 (各階) ■その他設置設備設計図 	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p> <p>1/100(200)</p> <p>-</p>	設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む)

<ul style="list-style-type: none"> ■部分詳細図 ■屋外設備図 ■機器表、器具表 ■空調換気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■その他建築確認に必要な図書 	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>	
<p>カ 昇降機設備等 昇降機設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■昇降機等平面図 ■昇降機等断面図 ■部分詳細図 ■機器表、器具表 ■昇降機設備設計計算書 ■工事費概算書 ■その他建築確認に必要な図書 	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">1/3000</p> <p style="text-align: center;">1/600(500)</p> <p style="text-align: center;">1/100(200)</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p>設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0 mm 以上となること(寸法・引出含む)</p>
<p>キ 積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■建築積算資料 ■電気通信設備積算資料 ■給排水衛生設備積算資料 ■空調換気設備積算資料 ■昇降機設備等積算資料 <p>各積算資料は以下の図書で構成する 積算数量算出書 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 営繕工事積算チェックマニュアル</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>	
<p>ク その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日影図 ■透視図 ■実施設計概要版 ■工期検討資料 ■リサイクル計画書 ■アスベスト含有建材除去に関する所管行政部署との協議結果報告書 ■既存建築物の CAD 図面 ■既存施設の調査報告書（改修設計） ■既存施設の法適合状況調査報告書 ■建築確認図書 ■構造計算適合性判定申請図書 ■省エネルギー適合性判定申請図書 ■その他申請/届出/通知図書 ■各種技術資料 ■各記録書 ■本工事における官公庁等への届出書類一覧 		

(3) 成果物に係る一般事項

- ア 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- イ 電子データは、山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドライン、山梨県県土整備部電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン及び建築設計業務等電子納品要領の最新版に準拠するものとする。
- ウ 成果物は、原則紙出力及び電子納品とする。各成果物の電子データを格納したCD-R等での納品とし、提出部数は2部とする。また、紙出力の成果物は、CD-R等及び電子データを出力した紙を納品する。（基本設計概要版及び実施設計概要版については、各20部とする。）
なお、電子データの無い成果物の納品方法は、担当者との協議による。
- エ CADデータの形式は、以下のいずれかとし、併せてpdfデータを提出すること。
CADデータの形式 ■vwx ・ ■dxf ・ ■dwg
なお、vwx形式以外で提出する場合は、Vectorworksの最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるかを確認した後に提出すること。
- オ CADデータ以外の電子データの形式は、担当者との協議による。
- カ 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、担当者との協議による。
- キ 工事費概算書は、積算を行う前に提出し、事前に発注者と協議した工事目標額以内となっているか発注者の承諾を得ること。
- ク 既存施設の調査報告書（改修設計）及び既存施設の法適合状況調査報告書は、設計に入る前に写真を含む報告書をまとめて提出し、担当者と設計方針を調整すること。
- ケ 工事設計図書（図面、内訳書等）については、工事発注ごとにまとめること。工事発注形態については実施設計時に協議して決定する。